

## 第1回宇都宮地方裁判所委員会の開催について

- 1 本年4月2日に最高裁判所規則として「地方裁判所委員会規則」が公布され、本年8月1日から施行されることになりました。

この委員会は、地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、新たに設けられることとなったものです。この規則の内容は、後記のとおりです。

- 2 宇都宮地方裁判所では前記規則の制定を受けて、本年8月1日付けで後記の委員名簿の方を委員に任命しました。
- 3 本年11月14日、宇都宮地方裁判所において、第1回の宇都宮地方裁判所委員会が開催されました。議事の概要は後記のとおりです。

### 宇都宮地方裁判所委員会（第1回） 議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

速報のため、事後修正の可能性あり

- 1 日時 平成15年11月14日（金）15：00～16：45
- 2 場所 宇都宮地方裁判所
- 3 出席者（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，唐橋久，小杉美津江，柴恵子，代田郁保，田中徹歩，中野哲弘，伴靖，星野一，用松信夫，山崎順子

東弘は，欠席

（庶務）

中井憲一事務局長，中田康夫事務局次長，長郷道明総務課長，本田千鶴総務課課長補佐

#### 4 議事

- (1) 所長挨拶
- (2) 委員の自己紹介

- (3) 委員長の選任
- (4) 委員会の運営に関する事項の決定
- (5) 宇都宮地方裁判所の事件概況説明
- (6) 意見交換
- (7) 次回開催日の決定

## 5 議事経過

- (1) 所長挨拶
- (2) 委員の自己紹介
- (3) 委員長の選任

委員長に中野委員を選出した。

中野委員長は、代田委員を委員長代理として指名した。

- (4) 委員会の運営に関する事項の決定

- 1. 委員会の招集

委員長を招集権者とする。

- 2. 議事の定足数

議事の定足数は2分の1とする。

- 3. 議事内容の公開

発言者を委員長，委員，説明者の三者に区分表示した上で議事概要を宇都宮地方裁判所のホームページに掲載して公表する。

- (5) 宇都宮地方裁判所の事件概況説明

- (6) 意見交換

裁判所が行っている取り組みについて，委員の素朴な疑問について答えることから始めてはどうか。また，司法制度改革に関連する裁判所の問題について，地裁で対応できるテーマについても議論したい。（委員）

裁判所とこういう形で向き合うのは初めてで，とても関心があるし，緊張もしている。また，この委員会を契機に裁判所がどんな形で機能していくのか期

待している。（委員）

裁判所に来たのが初めてで、緊張している。行政の末端に関わっている関係で、委員に選ばれ、市民相談と裁判所の関わりについて意見を述べるのが期待されていると思うので、そういった観点から意見を述べたい。（委員）

医療訴訟が多くなってきており、専門的知識が必要になってきていると感じている。また、犯罪が若年化しているが、これは、子供の教育の問題とも関係しているが、裁判所としてできることがあるか模索していきたい。（委員）

栃木県内に犯罪が多いのはなぜか。家庭の問題などあろうが、地域性の問題があるのではないか。市民の目から見て裁判所を取り巻いている環境など栃木県の特殊性を引き出して議論するのも面白いと思う。（委員）

委員の方々は、裁判、犯罪の多さに関心があるようだが、この委員会は、裁判所の運営、例えば、裁判所の建物、施設、設備等がどうかなどの意見を交換するものと考えていた。（委員）

被害者の人権の対応、カードローンの事件の多さに関心がある。使いやすく、駆け込みやすく、相談しやすい裁判所でなくてはいけないと思う。少額訴訟の制度ができたとき、いい制度だと思った。また、きょう、見たラウンドテーブル法廷、令状処理の24時間態勢等を市民は知らないと思う。裁判所は、もっと入りやすい、開かれたシステムであってほしい。そして、裁判所は、国民の財産、安全を守るためにやっている旨もっと国民に知らせるべきだと思う。（委員）

20年振りに法廷を傍聴したが、被告人が外国人であるなど、様子が大分様変わりしていた。通訳人の確保が大変だと感じたし、今回、傍聴した刑事事件は、仲間内での器物損壊被告事件のように感じたが、このような事件まで裁判所で解決するとなるとどうしても事件は増えることになると感じた。司法制度改革は、スピーディを求めているが、それはきれい事で、実際は困難であると感じた。（委員）

私の知人は、裁判所の印象について、固苦しい、敷居が高い、入りにくいと言っていたが、ラウンドテーブル法廷を拝見して、裁判所の広報が、少し足りないと感じた。市民レベルの目線でのリサーチから議論を始めた方がよい。分かりやすい、市民向けの意見を吸い上げていってはどうか。（委員）

裁判所は、市民が生活していく中で、困ったことの相談にのる、細部から積み上げていく所だと思う。国民は、裁判所の地道な努力を知らなすぎると思う。裁判所の努力、存在意義を国民に知らせてもよいのではないか。

先ほど、栃木県に犯罪が多いのは県の特殊性という発言があったが、これは、県民性の問題というより、都会化の影響を受けたものだと思う。（委員）

委員の方々の意見等を総合すると、裁判所の広報及び受付相談態勢について関心があると思われるので、次回のテーマとして、「身近で分かりやすい裁判所の実現の方策」としたい。（委員長）

(7) 次回の開催日について

平成16年3月24日（水）午後1時30分から3時30分まで宇都宮地方裁判所で開催

以上

## 委員名簿

氏名	役職等
東 弘	宇都宮地方検察庁三席検事
板橋 賢二	日本労働組合連合会栃木県連合会（連合栃木）事務局長
唐橋 久	栃木県警察本部刑事部総括参事官（刑事総務課長事務取扱）
小杉 美津江	宇都宮市役所総合政策部広報広聴課長
柴 恵子	栃木県医師会常任理事
代田 郁保	作新学院大学経営学部教授
田中 徹歩	栃木県弁護士会所属弁護士
中野 哲弘	宇都宮地方裁判所長
伴 靖	（社）宇都宮青年会議所理事長
星野 一	下野新聞社社会部長
用松 信夫	黒羽刑務所総務部長
山崎 順子	宇都宮家庭・地方・簡易裁判所民事調停委員

地方裁判所委員会規則（最高裁判所規則第9号（原文は縦書き））

（設置）

第1条 地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、地方裁判所に地方裁判所委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、当該委員会を置く地方裁判所の運営（その管轄区域内の簡易裁判所の運営を含む。）に関し、当該地方裁判所の諮問に応ずるとともに、当該地方裁判所に対して意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、25人に達するまで委員の数を増加することができる。

（委員の任命）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、第2条に規定する地方裁判所が任命する。

- 1 当該地方裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務する学識経験者
- 2 当該地方裁判所を設立の基準とする弁護士会に所属する弁護士
- 3 当該地方裁判所に対応する地方検察庁又は当該地方裁判所の管轄区域内の簡易裁判所に対応する区検察庁の検察官
- 4 当該地方裁判所又はその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第7条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、第2条に規定する地方裁判所の事務局総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。